

広島県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年六月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三次市甲奴町太郎丸字夕川山統二〇〇番一地从先から	三次市甲奴町太郎丸字夕川山統二〇〇番一地从先まで	旧	〇 一五・〇〇 〽 一六・〇〇	一四・〇〇	
		新	〇 一五・〇〇 〽 一八・五〇	一四・〇〇	拡幅